

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-2
処分の種類	クリーニング業者への必要な措置の命令			
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法 第10条の2			
処分の概要	クリーニング業者がクリーニング業法第3条、第3条の2又は第4条の規定に違反しているときに、必要な措置を命ずるもの			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>【参考】 第10条の2 都道府県知事は、業者が第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。</p> <p>&lt;第3条の規定&gt; 第3条 業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。 2 業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用を有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。 3 業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 クリーニング所及び業務用の車両(業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。))をいう。以下同じ。)並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと 二 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わつたものと終わらないものに区分しておくこと 三 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること 四 洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。)で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること 五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。 六 その他都道府県(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区については、市又は特別区)が条例で定める必要な措置</p> <p>&lt;第3条の2第2項の規定&gt; 第3条の2 2 業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。</p> <p>&lt;第4条の規定&gt; 第4条 業者は、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)ごとに、一人以上のクリーニング師を置かななければならない。ただし、業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。</p>			
基準の制定根拠	—			